



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099 - 252 - 7070
Fax 099 - 252 - 6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099 - 223 - 3465
Fax 099 - 223 - 4348



所長
上川路 長生

ごあいさつ

満員御礼

日本の各地から桜の花見日和の便りが届いていますが、鹿児島からの開花宣言は、歴代最も遅くなりました。自然に恵まれた美しい日本が一番華やかに輝く4月です。入学・就職などめでたい旅立ちの季節でもあります。3日新社会人が誕生した職場では、会社の理念や変革、人口減少を受けての挑戦などトップは期待を込めて檄を飛ばしていました。

19年ぶりの日本出身横綱誕生で大阪場所は連日満員札止めの大盛況でした。若貴時代を彷彿させる相撲ブームの到来です。千秋楽では新横綱の稀勢の里が左肩の重傷にめげずに強行出場して、大関・照ノ富士に2連勝で奇跡の大逆転優勝を遂げたのです。『君が代』斉唱で男泣きした稀勢の里の姿に胸が熱くなりました。最後まで諦めないことの大切さを教えた後世に名勝負と語り継がれる優勝でした。

サッカー・ワールドカップ(W杯)ロシア大会アジア最終予選7戦が行われました。B組の日本は、タイに4-0で勝ち今予選で初めて首位にたち、W杯に大きく前進したとハリルホジッチ監督の好采配が称えられました。調子の良い若手を見極めて、経験豊富なベテランとポジション争いを激しくさせる好循環で快勝につなげたのです。いまや万能型のフォワードのトップとして、日本のエースに急成長した大迫勇也選手の今後の活躍が楽しみです。

野球の国・地域別対抗、第4回ワールド・ベースボール・クラシック(WBC)は、現役の大リーガーを揃えて本気を出した米国が悲願の初優勝しました。『侍ジャパン』は、米国に準決勝で惜敗して世界一奪還はなりませんでしたが。試合は熱戦が多く6戦全勝で予選を通過して、4大会連続で4強入りした安定した結果に、あらためて日本流の手堅く戦う緻密なスタイルは、世界のトップレベルと知りました。全日本のエースで強打者の大谷翔平の辞退、ダルビッシュなどメジャーリーガー投手の不在、強化試合での惜敗などで、史上最弱の代表と酷評されただけに小久保監督は、予想を覆す結果に「胸をはれる」と安堵の表情でした。そして、プロ野球シーズンの到来です。WBCの余韻が残る中の開幕ですが、侍たちの、熱い戦いに期待しています。

韓国の朴槿恵前大統領が逮捕され、逮捕は韓国の国民の



第210号

目次

ごあいさつ “満員御礼”	…1P
税務カレンダー	…2P
2017年4月の経理・税務チェックリスト	…3P
コラム “話題のデトックスウォーターって?”	…3P
会計・税務のQ&A “配偶者控除及び 配偶者特別控除の見直しについて”	…4・5P
企業防衛対策のおすすめ	…6P
所内ニュース “新入社員紹介”	…6P
お客様情報 “住宅型有料老人ホーム/デイサービスセンター 縁側 engawa”	…7P
お客様情報 “株式会社うしじまストア”	…7P
随想 “『春は張る』 上川路美恵野”	…8P

7割が望んでいたと報道されました。女性初の韓国大統領も繰り返される歴代大統領の逮捕や自殺などの呪縛からは、逃れることはできなかったのです。影の大統領といわれる、親友の崔順実女史の存在が明らかになって国民の怒りは頂点に達しました。次期大統領が選出されるまで韓国は無政府状態で、慰安婦問題をめぐる日韓合意も次々と造られる慰安婦像の設置で反故にされてしまいました。有力な次期候補は反日を明言するだけに、隣国と今後どのように付き合っていくのか真剣に考える時といえます。

連日マスコミを賑わせているのが、盤石の権力基盤を誇った長期政権をめざす安倍政権に、玉砕覚悟で証人喚問に臨んだ籠池泰典理事長の「森友爆弾」です。政権を崩壊に導きかねない大事件に発展してしまいました。昭恵首相夫人は、講演にイベントに全国から呼ばれ、次々と名誉職に就任し各方面に影響力を行使する最強の私人といわれています。その結果が第二次安倍政権始まって以来の窮状となり、幕を引きたい政権に反していまや解散か内閣改造を選択するしかない瀬戸際に追い込まれました。

桜島の南岳山頂火口で3月25日噴火がありました。昨年7月以来8ヶ月ぶりで気象台は『マグマの供給は続いており、火山活動は活発化する可能性がある』と警戒を呼びかけました。また、全国各地で地震も頻発していて想定外の災害へ備えが必要となっています。(平成29年4月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



2月決算会社申告書提出

2017年4月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6



接遇
セミナー



昭和の日

5月1日まで

- ・2月決算法人の確定申告
- ・8月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 5月決算法人 第3四半期分
 - 8月決算法人 第2四半期分
 - 11月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの消費税等の中間申告
- ・公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告

4月中において市町村の条例で定める日

- ・固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付
- ・軽自動車税の納付

市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの期間等

- ・固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間



4月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

4月17日まで

- ・給与支払報告に係る給与所得者異動届出



4月1日から、20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間

- ・固定資産課税台帳の縦覧期間

2017年4月の経理・税務チェックリスト



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

3月決算の事務作業

□ 3月決算法人では、決算に伴って帳簿締めや預金残高の確認・照合、試算表等の各種帳票の作成を行います。そして、決算方針などを確認し、確定した数字に基づいて決算報告書の作成等を行います。法人税・消費税の申告納付期限は、原則事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内です。

新年度の様々な事務手続きとも重なりますので、ミスのないように段取り良く作業を進めるようにしましょう。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出

□ 住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日まで（今年は17日まで）にその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

新年度の給与関係事務

□ 新年度にあたり、新入社員がいる場合には、給与計算前に「扶養控除等（異動）申告書」の提出をしてもらいます。また、昇給がある場合には、基本給の変更だけでなく、基本給に応じて変更になる時間外手当や各種手当等の計算にも注意が必要です。

5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

□ 5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

コラム



話題のデトックスウォーターって？

デトックスウォーターとは、ミネラルウォーターに、自分の悩みに合わせて体にいい食材を入れて飲むものです。海外で流行して、日本でもテレビやSNSなどで話題になっています。砂糖や甘味料を一切使わない、ほんのりとその野菜やフルーツの香りがするお水です。

手軽にはじめられ、デトックス効果も期待できて、見た目も綺麗なので気分転換に取り入れてみるのもいいかも知れませんね♪

●○デトックスウォーターの効能●○

- ・果物のビタミンやミネラルが加わることで健康や美容の効果が期待できる
- ・果物の香りが加わることでリラックス効果がある
- ・ビタミンやミネラルはもちろん水分補給になるので血液の循環が良くなる

！デトックスウォーターの注意点！

- ・生ものなので、冷蔵庫に入れて24時間以内に飲むようにしましょう。
- ・皮ごと入れる場合は散布された農薬が残っている可能性があるため、良く洗うか無農薬のものを使うようにしましょう。

飲み終わった後の果物は？

- ・まだ新鮮であれば刻んでヨーグルトに入れたり、グラニュー糖と煮てジャムにしたり、スムージーにしてもOK！

効果別デトックスウォーターのレシピ

- ◆**リラックス効果**◆ グレープフルーツ・パイナップル・オレンジ・ミント
- ◆**高血圧・むくみ**◆ ライム・キウイ・リンゴ・きゅうり
- ◆**美肌**◆ りんご・いちご・ミント・レモン・生姜・シナモンスティック
- ◆**夏バテ防止**◆ オレンジ・パイナップル・キウイ
- ◆**脂肪燃焼**◆ きゅうり・グレープフルーツ・いちご・生姜
- ◆**免疫力アップ**◆ オレンジ・ブルーベリー

作り方は切った果物を入れた容器に水や炭酸水を注ぐだけ♪

会計・税務のQ & A !



『 配偶者控除及び 配偶者特別控除の見直しについて 』

平成29年度の税制改正にて、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。1月号のQ&Aでもご紹介しておりますが、更に詳しく内容をみていきたいと思います。

配偶者控除及び配偶者特別控除とは

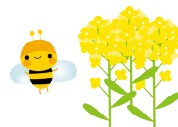
納税者に一定の要件を満たす配偶者（控除対象配偶者）がいる場合に受けられる所得控除の一つになります。具体的には 配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合（給与収入のみの場合は103万円以下）、納税者本人の所得計算上38万円が控除され、納める税金が少なくなります。こちらを「**配偶者控除**」といいます。また、配偶者の合計所得金額が38万円を超えた場合でも、76万円未満であれば（給与収入のみの場合103万円超141万円未満）、段階的に控除の適用を受けられます。こちらを「**配偶者特別控除**」といいます。

改正の背景

配偶者の収入が103万円を超えると納税者が配偶者控除の適用を受けられなくなるため、配偶者は就労を抑制する傾向にあります。いわゆる“103万円の壁”と言われています。103万円を超えても141万円未満までは、配偶者特別控除の適用を受けることができますが、依然として就労を抑制する傾向にあります。このような就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、見直しが行われました。

適用時期

平成30年分以後の所得税及び平成31年度分以後の住民税に適用されます。



改正の内容

配偶者控除

改正後の配偶者控除の額は、下記の表の通りです。納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減減し、1,000万円を超えると配偶者控除の適用を受けることができません。

本人の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

老人控除対象配偶者…控除対象配偶者のうち、その年の12月31日時点で70歳以上の人をいいます。

『**配偶者控除の要件**』 その年の12月31日の現況で判断します。特に変更点はありませんが、再度ご確認ください。

- ① 民法上の配偶者であること（内縁関係の人は該当しません）
- ② 納税者と生計を一にしていること
- ③ 年間の合計所得金額が38万円以下であること（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）
- ④ 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと

配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が、「38万円超76万円未満」から「38万円超123万円以下」に引き上げられ、控除額は下記の表の通りになります。

また、改正前と同様に納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合にのみ適用され、合計所得金額が900万円超1,000万円以下の場合は、控除額が逡減する仕組みとなります。

『配偶者特別控除の要件』

- ①民法上の配偶者であること（内縁関係は該当しません）
- ②納税者と生計を一にしていること
- ③他の人の扶養親族になっていないこと
- ④青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと
- ⑤年間の合計所得金額が38万円超76万円未満であること（給与収入のみの場合、年収103万円超141万円未満であること）

改正後

年間の合計所得金額が38万円超123万円以下であること（給与収入のみの場合、年収103万円超201万円以下であること）

《納税者の合計所得金額別控除額一覧表》

配偶者の合計所得金額 \ 控除額	納税者の合計所得		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

配偶者の年収が130万円を超えると、配偶者も社会保険に加入することになります。企業の規模によっては年収106万円に加入することになります。また、企業の多くが配偶者手当の要件を配偶者控除の適用基準103万円を基準にしていることもあり、手当を受けられなくなる可能性があります。社会保険や企業の福利厚生手当をご確認ください。



企業防衛対策のおすすめ

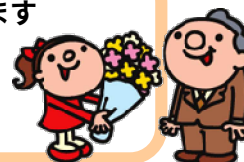
このコーナーは、当事務所の
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策
についてご紹介するコーナーです☆

退職金制度の充実は企業の付加価値を高める

退職金制度の考え方

退職金制度の機能については諸説ありますが、一般的には以下の説があります

1. 功労報奨説 = 在職中の功労に対する報奨としての退職金
2. 老後保障説 = 退職社員の老後保障としての退職金
3. 賃金後払説 = 在職中の賃金の後払いとしての退職金



▼ 事業規模別・退職金制度の有無と形態

規模区分	制度あり	一時金のみ	一時金 + 年金	年金のみ	制度なし
10人～49人	77.6	75.6	21.2	3.2	21.2
50人～99人	83.9	56.7	31.7	11.5	15.3
100人～299人	82.5	50.0	38.5	11.5	17.5

(%)

(資料・東京都労働相談情報センター・平成26年版)

保険を活用した福利厚生制度としての「退職金財源プラン」をお奨めします

上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます



所内News!

新入社員紹介

当事務所に新入社員が入所いたしましたので、ご紹介します！

経営支援部所属 坪山 歌子

この度、美恵野事務所の経営支援部に配属されました坪山歌子と申します。業務の内容は、社会福祉法人などの監査にあたります。不慣れなことや至らないことがあります。関与先の皆様のご期待に応えられるよう、一日も早く仕事に慣れて、一生懸命頑張らせていただきます。

経営支援部所属 竹添 寿真美

この度、新たに上川路会計事務所の職員に加わりました竹添寿真美と申します。昨年の暮れから勤務を始め早3カ月、先日晴れて正式な採用辞令の交付を受けました。今後一層気を引き締め、事務所と関与先の皆様のお役に立てるよう、日々精進して参りますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



経営支援部所属 安山 剛

皆様、桜の花も咲き始め、吹く風も暖かく感じられる季節となりました。初めまして、昨年10月より上川路会計事務所の一員となりました安山と申します。前職は税理士事務所に勤めていました。皆様の良き会計税務のパートナーと成るよう努めてまいりたいと思います。宜しくお願い致します。

総務部所属 福留 美佳

この度、上川路会計事務所に入所致しました福留美佳と申します。日々学ぶことが多く、あっという間に3ヶ月が経ちました。所長をはじめ、先輩方から様々な事を吸収させて頂きながら、早くお力になれるよう頑張っております。

どうぞよろしくお願い
いたします



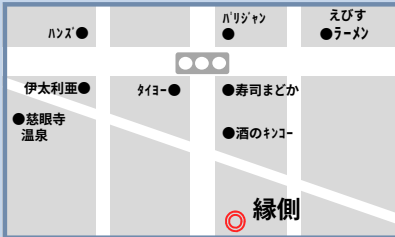
社会福祉法人 旭生会

住宅型有料老人ホーム/デイサービスセンター 縁側 engawa



入居対象者 要介護1～5の認定を受けている方
次の方もご相談頂けます

- ・気管切開されている方 ・腹膜透析の方
- ・経管栄養の方 ・人工呼吸器の方
- ・難病等があり、家での生活が困難な方
- ・末期がん等のターミナルの方
- ・その他、医療ニーズがあり、医療機関での入院継続が困難な方 etc



家賃	31,000
食費	40,300
管理費	26,700
合計	98,000

初期費用は不要です、
※介護保険
利用料医療
費等、必要な
方は別途か
かります、



お問い合わせ

住宅型有料老人ホーム/デイサービスセンター 縁側
〒891-0141 鹿児島市谷山中央5丁目39-1
TEL:099-814-7288 FAX:099-814-7287

お客様情報

株式会社 うしじまストアー

改装OPEN!



株式会社うしじまストアーは、種子島(西之表市)にて昭和58年創業の食品スーパーです。地域の皆様に少しでもお役に立てればとの思いで、高齢化・過疎化地域への「出前ショップ」展開や、地元の海産物、農産物を中心に生鮮品の販売に力を入れております。また、現在では高齢化による「中食」へのニーズの高まりに応えるべく惣菜強化に取り組んでおります。

お客様に、より快適に、そしてお買い物を楽しんでいただけるよう今年3月には、店内の改修工事を行い、リニューアルオープン致しました。これからも商品、サービスの向上を目指して邁進してまいります。



営業時間等

サンシード食品館 (1F)

鹿児島県西之表市天神町3番地12
AM 9:00 ~ PM 9:00
TEL 0997-23-4111 (代)
FAX 0997-23-1130

出前ショップ・サンシード現和店

鹿児島県西之表市現和6232-7
AM 8:00 ~ PM 7:00
TEL 0997-25-1234 (FAX兼)



近所の家の軒下につばめが巣を作っていました。今年は何となくいつまでも肌寒くて花の便りも遅れがちですが、忙しく巣作りに励む小さな鳥たちの姿に確実な春の訪れを感じているところです。

四月になり、学校や官公庁、多くの企業で新年度が始まりました。

四月が年度の始めとなったのは、明治政府が国の会計年度を定めた1886年（明治19年）からです。

一月始まりの暦と異なる会計年度を設定した理由のひとつに、税金徴収の時期に合わせたため、というものがあります。稲作の場合、秋に収穫した米が現金化されてから税（地租）を徴収するのが効率的であって、徴収が一段落した四月が年度始めとして都合がよかったのだとか。

現実的な理由による人為的な区切りなのかもしれませんが、万物に命みなぎる春は新たなスタートにふさわしいように思います。春（はる）の語源は、草木の芽が「張る」、田畑を「懇る」、気候の「晴る」などの説があるようですが、人の気持ちにも張り合いの生じる時で、心機一転何か新しいことに挑戦してみたいくなる季節です。

この時期の本屋さんでは、語学や資格試験などの入門書が目につきますし、会計・税務コーナーも新人経理担当者向けの本が充実しています。その中でひときわ目についた一冊がありました。大きなキティちゃんの顔があらわれた表紙に、朱色みがかった赤いイメージカラーの幅広い帯。

思わず手に取ってみると『ハローキティのかんたん簿記超入門（著：奥津美穂 サンクチュアリ出版）』という簿記の入門書でした。『キティちゃん』はキャラクタービジネスの優等生で観光地などの特産品や様々な企業とコラボレーションしてきているとはいえ、「お堅い」会計専門書を揃えた売り場では異色の装丁で「キティちゃんすごいな、こんなところまで浸透してきたのか」という驚きがまず先にたちました。

パラパラと中を見てみるとキティちゃんのイラストを多用して可愛い雰囲気を保ちつつ、簿記の基礎はしっかりと説明されていて、幼いころからキティちゃん雑貨に親しんできた人は馴染みやすいように思います。

経理担当者でなくとも会計の知識は、経済社会で生きていくために有用であって身につけておけば一生の財産になります。難しいと敬遠されがちな会計の入り口を工夫して苦手意識を減らす取り組みは大切だと改めて感じました。

さて、四月は私達会計事務所にとっては、三月末で終了した事業年度の決算や監査に向けて一つ一つ課題を片付けていく時期です。決算書という形で一年間の活動をまとめて、現状を把握し、新年度の行動の指針とし、会計を経営の力にするお手伝いをしていきたいと思っています。



新しき泥黒々つつばめの巣

美恵野

編集後記

今年も桜の季節がやってきました。鹿児島は例年よりも開花が遅れているようで、甲突川沿いではまだ開花していない桜の木の下でお花見をしている人たちを見かけます。さて、最近都会では、エア花見というものが流行っているそうです。室内から桜が見えるカフェで花見気分を味わったり、室内に桜の飾り付けなどをして飲み会をしたりするそうです。「手軽」「寒くない」といったことが魅力のようですが、それでもやっぱり春の日差しと風を感じながら桜を満喫したいものですね☆

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

広報委員会 上川路美恵野 伊集院 赤塚 西 篠原

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

